

[illegible]

本マニュアルとは、適切な事業上の管理や治療により、新型コロナウイルス感染症の発生を抑制し、万一発生した場合には、迅速な対応により被害の拡大を防止することを目的としています。事業中の発生防止策と発生時の対応策とを定める事業者が配慮の検討を行いますように、主治医が事業者や産業医等に対して情報提供を行うことなどを指しています。詳細は、国のホームページに掲載されている「新型コロナウイルス感染症 診療の手引き」[別冊「新型コロナウイルス感染症の診療の手引き」]を御参照ください。https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000012143_04002.htm